

平成21年度生活保護法実施方針

小田原市福祉事務所

【実施方針策定の背景】

本市における生活保護受給者は、年々増加傾向にあるが、特に昨年末より不景気の影響を受け、その傾向は顕著である。

派遣切りによる生活基盤の喪失はないが、収入減により生活が困窮し保護申請に至る状況が見受けられる。

また、ホームレス問題やドメスティックバイオレンス、ひきこもりなどが深刻な社会問題としてクローズアップされており、このような状況の中で、社会的なセーフティーネットである生活保護には、常に現代的な社会問題への対応が求められ、担うべき責務がますます増大するとともに、その実施機関として、適正な判断と運営がよりいっそう重要視されることとなる。

このような社会的要請に対応していくため、生活保護制度自体もその在り方の見直しを図られ、自立支援プログラムの導入等、既往における現業員による個別指導から、より組織的かつマニュアル化した実施体制の構築が目指されている。同時に、事務執行の一層の効率化や迅速化等の社会的要求に応じていくことも強く認識していかなければならない。

平成20年度における実施方針に対する評価として次の点があげられる。

民生委員との連携を今まで以上に強化するため、各地区における民生委員の会合等に参加し生活保護制度及び最近の保護の動向について説明を行った。また、保護開始・変更・廃止時の通知を改良し情報の共有化を図ることができた。

査察指導員が増員され、組織的に対応する事項に対して迅速な対応をすることができた。また、ケースワークの基本である訪問活動についても、査察指導員が細かく管理することでケースワーカーの訪問に対する意識が高揚し、その結果として訪問計画に対する訪問実績を改善することができた。

平成18年3月30日課長通知による暴力団員に対する保護の適用により、神奈川県警察本部と連携のもと構成員である被保護者を廃止した。

ホームレスの方については、ボランティア団体と連携し的確に情報を把握するとともに、居宅設定や無料低額宿泊所への入所を支援しその数を減少することができた。

現在、扶養をおこなっている全親族に対して改めて扶養の状況を確認し被保護者の現状について情報を共有することができた。

不正受給が疑われるものについては、訪問を工夫・強化するなど徹底した調査により、母子家庭における前夫の入り込みなどに対して厳しく対処することができた。

自立支援プログラムについては、策定後、一定期間が経過しその活用が定着してきた。管理も査察指導員が一括管理し定期的にケースワーカーに対してヒアリング等を行うことで円滑な推進ができた。

退院促進員を設置したことで長期入院患者の退院促進を推進することができた。

一方、平成20年度の実施方針の中で定めた次の事項については、十分な機能を果たせていないと判断される。

他法他施策の活用を十分に図ることができず、特に障害者自立支援法第58条の適用の可否について検討がなされていない事例が多数あった。また、障害年金の受給可否についても、平成20年度の自主的内部点検事業として取り組みを行ったが、一部、調査が終了していないものがあった。傷病手当金の受給可否についても未検討のものがあった。

収入及び最低生活費の適正な認定について、定期的に収入申告がなされていない事例や加算認定など適否がなされていないものがあった。

法27条の取り扱いについて、指示内容が不適切なものや手続きが適切に行われていないものがあった。

保護の実施体制については、社会福祉法で定める標準数に比して3名の不足を生じている。

以上を踏まえ、社会保障制度の根幹としての生活保護法のもつ意義と役割を十分認識し、また、市民の最後のよりどころである本法を安定的かつ有効に機能させるため、本市における生活保護行政の実施方針（基本事項）を次のように定める。

I 相談援助活動の推進

(1) 面接体制の強化

増加する要保護者からの相談に的確に対応し、継続的・安定的相談体制を維持するため、面接員2名から3名の体制とする。（3名のうち1名が専任。2名はケースワーカー兼務）

(2) 民生委員等との連携

民生委員等との連携を更に密にして、要保護者の把握及び情報収集に努める。定期的に民生委員の会合等に出席するなど顔の見える関係を構築し円滑な業務推進を図る。

(3) 関係機関との連携による他法他施策の活用

要保護者に対する生活相談の中で、他法他施策の活用を十分行い得るよう、職員の知識の涵養に努めるとともに、関係機関との連携を強化する。

II 実施体制の強化

(1) 査察指導機能の充実

きめ細やかな業務の推進及び迅速な対応に努め、現業活動の掌握を常時行い、適宜必要な指示・助言が出来るよう査察指導台帳を作成し有効に活用していく。また、ケース審査の中で訪問活動の進行管理を行うとともに、ケースの実態に応じた援助方針やケース格付となっているかをチェックしていく。

(2) 保健・医療・福祉・労働・警察との協力体制の強化

被保護者が抱える福祉ニーズの多様化に対応するため、関係機関との協力体制を緊密にしていく。

近年、生活保護に関する事件等が多発しており、本市においても傷害事件や恐喝事件が起き緊迫した状況にあることから、引き続き、警察との連携強化を図っていく必要がある。

(3) 現業員の確保及び資質向上

平成 19 年度において現業員 1 名が増員されたが、なお標準数に満たない状況のため、今年度も人事担当部門に積極的に増員要望を行っていく。

また、業務遂行に必要な専門知識や技能習得のために、所内研修会を実施するとともに、外部の研修会・研究会に積極的に参加する。

(4) ホームレスの方への対応

ホームレスの方に対しては、定期的に市内を巡回し、無料・低額宿泊施設やボランティア団体とも連携を図りながら、自立支援を促進する。居宅設定を行った方については、その後の生活が安定できるように支援を行っていく。

III 生活保護の適正実施

(1) 年金受給（特別支給の老齢厚生年金）及び自立支援医療の活用に係る調査実施

「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」（平成 18 年 9 月 29 日付け社援保発第 0929003 号・社援指発第 0929001 号厚生労働省社会・援護局保護課長・総務課監査指導室長連名通知）において指摘された年金受給(特別支給の老齢厚生年金)及び自立支援医療の活用に係る調査を引き続き積極的に推進し、生活保護の適正実施に努める。

特に自立支援医療の活用については、平成 21 年 2 月より、定期的にケースワーカーがレセプトを点検することとした。

(2) 扶養義務調査の徹底

扶養義務者宛名のデータ化を引き続き推進し、特に継続ケースの扶養義務者に対して扶養義務の履行を強く求めていく。また、管内に居住する扶養義務者、特に生別母子世帯の前夫及び転出した子については、直接自宅訪問し扶養を求めていく。

(3) 不正受給者への対応

不正就労をはじめ、不実の申告、母子家庭における児童扶養手当の支給要件欠如等、保護の適正実施のために法第29条調査の実施等を推進する。課税調査終了後には速やかに確認を行うなど早期の対応に努める。車両の保有や運転等については、訪問時の確認事項として注意深く行い、事実が発覚した場合には速やかに指導を行う。

IV 自立支援プログラムの充実

(1) 就労支援プログラムの強化

平成17年度より就労支援事業を実施してきたが、就労意欲のあるものについては、一定の成果をあげることができた。今後は、就労に対する意識付け等を中心に行い、長期間就労していない方や就労してもすぐに離職してしまう方などに対して粘り強く就労指導を行い被保護者の自立を促進する。

(2) 自立支援プログラムの実施、改定

各プログラムの実効性をより高めるために、引き続き問題点や矛盾点の洗い出しを行い、適宜、改定を行う。

また、平成20年度に策定した多重債務者等支援プログラムを本格的に導入することで、多重債務者の早期の自立を図る。

V 医療扶助・介護扶助の適正運営

(1) 嘱託医の有効活用

医療扶助受給者の生活指導及び稼働能力の有無について、嘱託医からの指導・助言を有効に活用する。

(2) レセプト点検・医療扶助業務の委託

レセプト点検、医療券、要否意見書の発行管理、医療ファイルの整備等については、効率的な事務執行を行うため、昨年度に引き続き専門能力を有する事業者へ委託し、医療扶助の適正運営に資する。また、常時、最新状態に整備された医療ファイルに基づき、被保護者の病状等を的確に把握し、処遇の充実を図る。

(3) 長期入院患者の退院促進

退院促進個別援助プログラムを推進するため退院促進員が、長期入院患者の退院促進を

援助し、併せて年々増大する医療扶助費の抑制を図る。

(4) 介護扶助運営マニュアルの見直し等

介護扶助の運営を適正に進めるため、介護扶助マニュアルの適宜見直しを行っていく。